

E M S ・ドライブレコーダー機器等導入促進助成金交付要綱

社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 北海道トラック協会(以下「北ト協」という。)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)及び事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という。)または運転評価等の機能を有するデジタルタコグラフ(以下「デジタコ」という。)の普及を図るため、第2条の要件を満たすEMS・ドライブレコーダー・デジタコ機器(以下「機器」という。)を導入した北ト協会員事業者(以下「会員」という。)に対して助成金を交付する。

また、これらの機器から得られた情報を事業所において解析するためのソフトウェア(以下「ソフト」という。)についても導入費用の一部を助成する。

(対象機器及びソフト)

第2条 助成の対象となる機器及びソフトは、以下基準に該当するものとする。

(1) EMS用車載器

エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器で、つぎに示すものとする。

ア 十分な耐久性があること。

イ 品質が保証され、保証期間が定められていること。

ウ 機械的作動が円滑であること。

エ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。

オ 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。

カ 適切なタイミングで警告音等により運転者のエコドライブを支援することができること。

キ 以下の情報について、車載器を介して、運行診断結果を出力できること。車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。

・一運行中の中での急加速・急発進に関する情報

・一運行中の中でのアイドリングの継続に関する情報

・一運行中の中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報

(2) ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、つぎに示すものとする。

- ア 十分な耐久性があること。
- イ 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- ウ 機械的作動が円滑であること。
- エ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- オ トラック用に開発されていること。
- カ 事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、トリガ前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータを記録できること。
- キ 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。

(3) デジタコ車載器

交通事故防止に有効な運転評価の機能を有するデジタコ車載器で、つぎに示すものとする。

- ア. 十分な耐久性があること。
- イ. 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- ウ. 機械的作動が円滑であること。
- エ. 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- オ. 運転診断・評価等を出力できること。車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。また出力された運転診断結果は、運転者に対して安全運転等の指導を実施できるものであること。

(4) データの解析ソフト

上記(1)から(3)の機器から得られたデータを解析するソフトで、つぎに示すものとする。

- ア. 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- イ. 保障期間内においては、その操作方法等について販売店等からサポートが受けられること。
- ウ. データの解析により、燃費改善のためのデータ、もしくは運転診断結果等を出力できること。

(交付額及び台数)

第 3 条 助成金の交付額は、会員が平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 2 月 2 1 日までにあらたに装着する機器に対して、1 台あたり取得額 (消費税を除く額) の 2 分の 1 (但し、上限 3 万円) を交付する。また、同期間内にあらたに購入するソフトに対しては 3 万円を交付する。

2 交付限度は、会員の本社、支店、営業所を通じ車載機は 1 社 2 5 台以内、ソフトは会員の本社、支店、営業所を通じ 1 セットまでとする。

ただし、申請時に会員であり、かつ機器を装着する車両が、北海道内 7 地区トラック協会のいずれかに所属する営業用貨物自動車に限る。

(助成金交付申請)

第 4 条 会員は、機器装着の完了後、様式 1 により、E M S ・ドラレコ・デジタコ装置等助成金実績報告書 (兼助成金交付請求書) を北ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第 5 条 前条の実績報告書の受付期間は、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 2 月 2 1 日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で打切るものとする。

(助成金交付)

第 6 条 請求を受けた北ト協は、3 月末日までに会員に対して、助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第 7 条 事業者は、交付対象の機器を導入の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

附則 (平成 2 0 年 5 月 2 8 日) 本要綱は平成 2 0 年 6 月 1 日より施行する。

附則 (平成 2 1 年 5 月 2 8 日) 本要綱は平成 2 1 年 6 月 1 日より施行する。

附則 (平成 2 2 年 4 月 1 日) 本要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。